5　第一項又は第二項の中小企業者等が経営力向上設備等を取得する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条に規定する要件に該当することを証する書類を添付しなければならない。

6・7　［略］

8　法第十九条第一項ただし書の代表者は、一名とする。

（経営力向上計画の変更に係る認定の申請）

第三条　法第二十条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者等は、様式第三による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2　法第二十条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者等は、前条第二項の事業又は資産の譲受けの内容に変更がある旨を記載する場合にあっては、様式第三による申請書を、都道府県を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

3　［略］

4　第一項又は第二項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一・二　［略］

三　取得する経営力向上設備等に変更がある場合には、その変更後の経営力向上設備等が、中小企業等経営強化法施行規則第十六条に規定する要件に該当することを証する書類

四　［略］

（事業承継等の報告及び行政庁への通知）

第四条　法第二十九条第二項の規定による報告は、様式第四に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一～四　［略］

2　法第二十九条第三項の規定による通知は、前項に掲げる書類を添付して行わなければならない。

5　第一項又は第二項の中小企業者等が経営力向上設備等を取得する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第六条に規定する要件に該当することを証する書類を添付しなければならない。

6・7　［略］

8　法第十三条第一項ただし書の代表者は、一名とする。

（経営力向上計画の変更に係る認定の申請）

第三条　法第十四条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者等は、様式第三による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2　法第十四条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者等は、前条第二項の事業又は資産の譲受けの内容に変更がある旨を記載する場合にあっては、様式第三による申請書を、都道府県を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

3　［略］

4　第一項又は第二項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一・二　［略］

三　取得する経営力向上設備等に変更がある場合には、その変更後の経営力向上設備等が、中小企業等経営強化法施行規則第八条に規定する要件に該当することを証する書類

四　［略］

（事業承継等の報告及び行政庁への通知）

第四条　法第二十三条第二項の規定による報告は、様式第四に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一～四　［略］

2　法第二十三条第三項の規定による通知は、前項に掲げる書類を添付して行わなければならない。

様式第1

［略］

中小企業等経営強化法第19条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

［略］

（記載要領）

申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第19条第5項の認定要件を満たすことを示すこと。

［略］

1～5　［略］

6　経営力向上の内容

(1)～(3)　［略］

(4)　事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第2条第12項第1号から第6号まで並びに第8号及び第9号に掲げる措置のうち該当するものについて記載すること。

(5)～(7)　［略］

7　［略］

8　経営力向上設備等の種類

(1)～(5)　［略］

(6)　経営力向上設備等を取得する場合には、中小企業等経営強化法施行規則第16条に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、「証明書等の文書番号等」の欄に、当該書類の名称又は文書番号等当該設備等に対応する書類であることを特定する情報を記載すること。

(7)・(8)　［略］

9　［略］

10　事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容

(1)　［略］

様式第1

［略］

中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

［略］

（記載要領）

申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第13条第5項の認定要件を満たすことを示すこと。

［略］

1～5　［略］

6　経営力向上の内容

(1)～(3)　［略］

(4)　事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第2条第10項第1号から第6号まで並びに第8号及び第9号に掲げる措置のうち該当するものについて記載すること。

(5)～(7)　［略］

7　［略］

8　経営力向上設備等の種類

(1)～(5)　［略］

(6)　経営力向上設備等を取得する場合には、中小企業等経営強化法施行規則第8条に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、「証明書等の文書番号等」の欄に、当該書類の名称又は文書番号等当該設備等に対応する書類であることを特定する情報を記載すること。

(7)・(8)　［略］

9　［略］

10　事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容

(1)　［略］